

第7 生 活 支 援

I 生活保護制度

1 生活保護の概要

1 生活保護のしくみ（生活保護法）

(1) 目 的

憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。

(2) 原 則 等

- ① 自己の資産や能力（働ける能力など）、親族の扶養、他法に定める扶助などを活用しても国で定める最低生活の基準に足りない場合、その不足分の範囲内で扶助を行う。
- ② 要保護者の年齢別、健康状態等を考慮し世帯を単位として保護の要否及び程度を定める。
（これにより難しいときは、個人を単位として保護することもある。）
- ③ 保護の開始は、要保護者及びその扶養義務者、又は、その他の同居の親族の申請に基づいて行う。

(3) 種 類

保護には次の種類があり、必要に応じ単給、または併給として行う。

＜生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助＞

(4) 実施機関

生活保護の取扱は、市の福祉事務所で社会福祉主事が民生委員の協力を得て行う。

2 生活保護基準

生活保護制度においては、地域における生活様式等の違いにより生活に要する費用に地域差が生じることを踏まえ、各地域において同一の生活水準を保障する観点から、級地制度により1級地から3級地までをそれぞれ2つに区分し、合計6区分として生活保護基準額の地域差を設けており、その基準の中で本市は2級地2となっている。

この基準を定める方式は、一般勤労者の生活水準に近づくように「格差縮小方式」を昭和41年度から採用していたが、昭和59年度からこの方式を見直し一般国民の消費水準との調整を図る、いわゆる「水準均衡方式」によることとされた。

生活扶助の基準は、国民の消費動向や現下の社会経済情勢を総合的に勘案し、基本的には5年に一度、検証を行うことされている。

次の表に、標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳（子））の生活扶助の基準額（教育扶助、住宅扶助を除く）を例示する。

基準生活費の推移（標準3人世帯）

改定年月日	基準額(円)	対前回比
平成26年4月1日	146,570	100.1
平成27年4月1日	142,730	97.4
平成28年4月1日	142,730	100.0
平成29年4月1日	142,730	100.0
平成30年4月1日	142,730	100.0
平成30年10月1日	144,150	101.0
令和元年10月1日	147,690	102.5
令和2年10月1日	149,130	101.0
令和3年10月1日	149,130	100.0
令和4年10月1日	149,130	100.0
令和5年10月1日	152,090	102.0

生活保護関係予算（扶助費）の状況

年 度	当初予算(千円)	前年対比	国の負担率は3/4
平成30年度	2,800,001	105.5	
平成31年度	2,918,528	104.2	
令和2年度	3,086,369	105.8	
令和3年度	3,026,001	98.0	
令和4年度	3,157,001	104.3	
令和5年度	3,457,001	109.5	
令和6年度	3,560,001	103.0	

2 生活保護の実施状況

1 被保護世帯人数

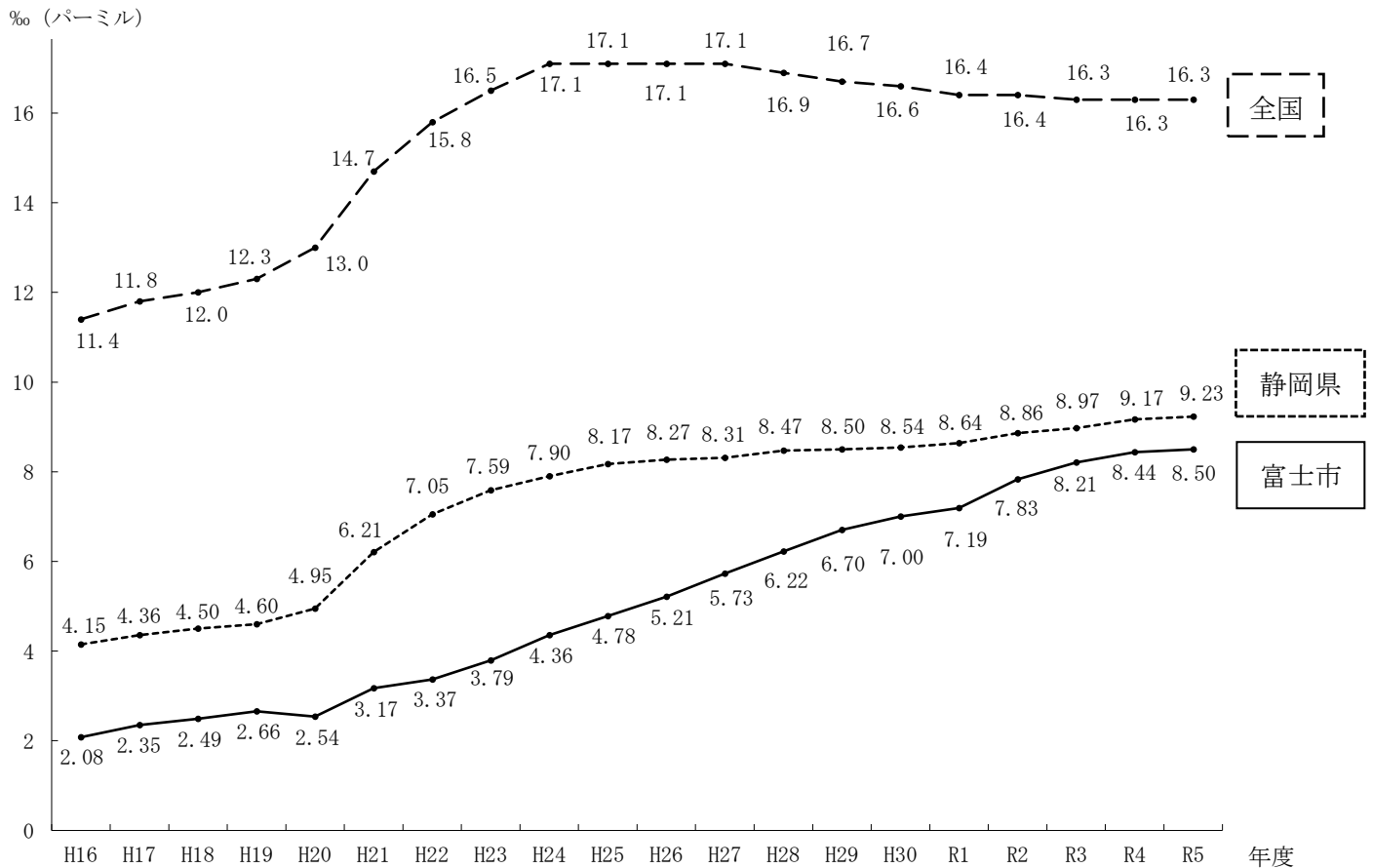
保護率は、全国的な不況の影響で平成12年度より増加傾向となり、平成20年の金融危機を契機にさらに大幅な増加となった。その後も引き続き増加傾向にあり、令和5年度末の保護率は、8.50パーミルである。

被保護世帯人数・保護率

(各年度3月分数値)

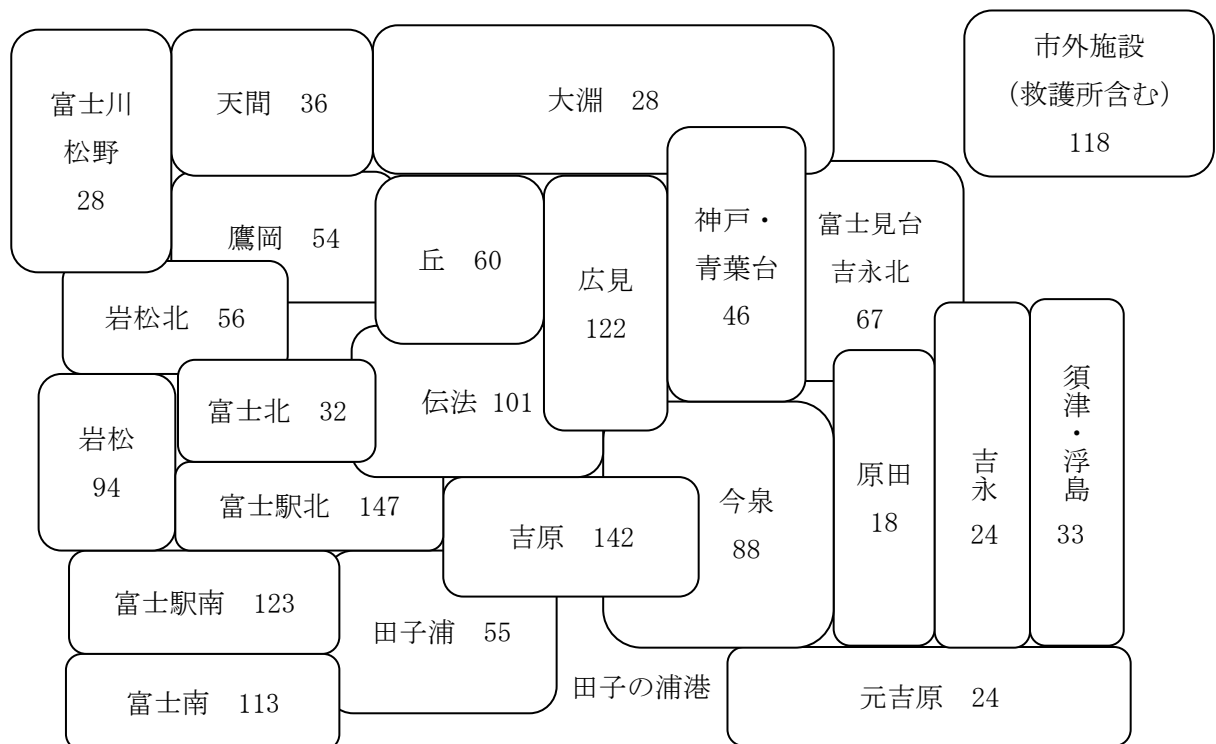
年 度	富士市における状況			静岡県保護率	全国保護率
	被保護世帯数	被保護人数	保護率(1/1000)		
平成28年度	1,195	1,540	6.22	8.47	16.9
平成29年度	1,296	1,652	6.70	8.50	16.7
平成30年度	1,342	1,721	7.00	8.54	16.6
令和元年度	1,412	1,763	7.19	8.64	16.4
令和2年度	1,525	1,911	7.83	8.86	16.4
令和3年度	1,609	2,005	8.21	8.97	16.3
令和4年度	1,666	2,048	8.44	9.17	16.3
令和5年度	1,675	2,050	8.50	9.23	16.3

〔保護率の推移〕＜各年度末＞



〔地区別の世帯数〕＜令和6年3月31日現在（居所のない入院中の者を除く）＞

（単位：世帯）



2 扶助別推移

(単位：人)

年度・被保護 延人員 扶助別区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	17,716	19,308	20,405	20,632	21,592	23,443	24,037	24,796
生活扶助	15,998	17,413	17,995	18,121	18,577	20,195	20,808	21,211
住宅扶助	15,855	17,248	17,819	17,927	18,864	20,402	20,956	21,567
教育扶助	1,216	1,319	1,338	1,227	1,250	1,338	1,356	1,354
介護扶助	2,497	2,791	3,047	3,203	3,537	3,970	4,210	4,574
医療扶助	11,848	13,383	13,869	14,604	18,015	19,076	18,970	20,389
出産扶助	5	6	4	1	4	9	8	7
生業扶助	291	363	511	471	490	480	464	390
葬祭扶助	23	40	32	28	19	18	27	40

※ 数字は延人員

生活扶助、住宅扶助の人員については、平成12年度以降増加傾向が続いている。特に、高齢者世帯の増加に伴い、介護扶助の人員は増加し続けている。

被保護人員に対し占める割合は、住宅扶助が87.0%、生活扶助が85.5%、医療扶助が82.2%を示し、高扶助率となっている。

医療扶助入院・入院外別の状況＜年間延件数＞

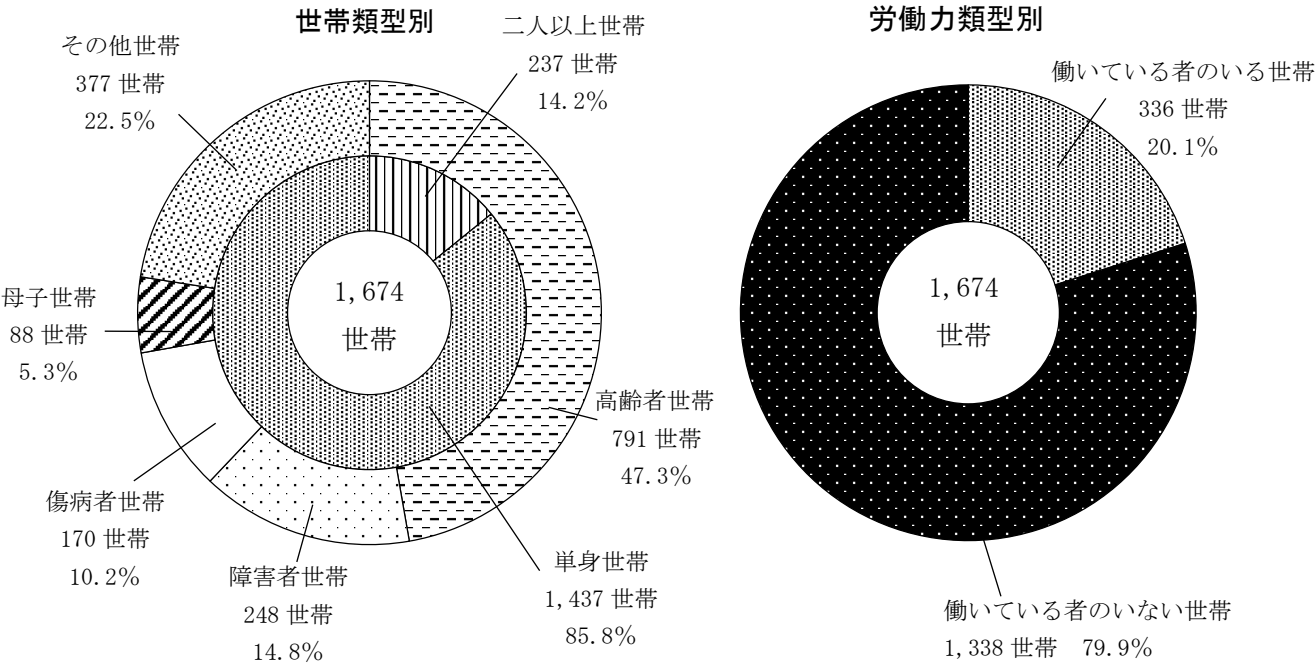
(単位：人)

年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
入院	835	1,015	947	1,089	1,469	1,095	983	1,028
入院外	11,013	12,368	12,922	13,515	16,546	17,981	17,987	19,361

3 世帯類型及び労働力類型

保護停止中の1世帯を除き、保護を現に受けた世帯1,674世帯のうち単身世帯は、1,437世帯で全体の85.8%を占めている。全体の世帯類型では、高齢者世帯が791世帯・47.3%と最も多く、次いでその他世帯が377世帯・22.5%、障害者世帯が248世帯・14.8%、傷病者世帯が170世帯・10.2%、母子世帯が88世帯・5.3%となっている。

労働力類型では、働いている者のいる世帯が占める割合は20.1%である。



4 保護の開始・廃止

保護の申請件数は、リーマンショックにより平成20年度に200件を超え、その後は大きな変動は見られないものの、徐々に増加し、令和元年度以降は300件を超える申請が続いている。保護の開始件数は、申請件数と連動しており、令和5年度は293件であった。また、保護の廃止件数も増加傾向にある中、令和2年度は一時180件と減少したが、令和5年度はこれまでで最も多い288件であった。

令和5年度の開始理由は、預貯金の減少・喪失が最も多く71件で24.2%、次いで世帯主・世帯員の傷病が62件で21.2%、失業・倒産が33件で11.3%の順となっている。廃止理由は、死亡が115件で39.9%を占め、次いで稼働収入の増加が45件で15.6%、社会保障給付金の増加・取得が28件で9.7%の順になっている。

保護開始・廃止処理状況 (単位：件)

年 度	申 請	却下 (取下)	開 始 ㉠	廃 止 ㉢	増 減 ㉠ - ㉢
平成 27 年度	231	25	210	144	66
平成 28 年度	242	19	225	137	88
平成 29 年度	289	35	254	155	99
平成 30 年度	256	25	241	202	39
令和 元 年度	314	29	290	213	77
令和 2 年度	339	31	295	180	115
令和 3 年度	347	40	323	248	75
令和 4 年度	354	30	323	263	60
令和 5 年度	332	43	293	288	5

※ 申請件数には次年度決定数及び職権数を含まない。

保護開始、廃止理由及び世帯類型別の構成比（令和5年度）

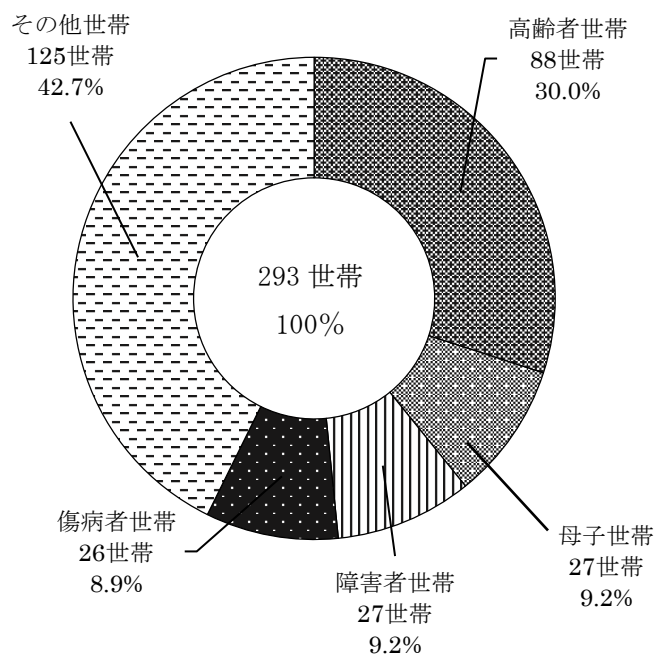
開始理由別

開始の理由	世帯数
貯金等の減少・喪失	71
世帯主・世帯員の傷病・急迫保護	62
失業・倒産	33
仕送りの減少・喪失	20
その他の働きによる収入の減少	13
稼働者との離別・不在・行方不明	10
社会保障給付金の減少・喪失	8
他管内からの転入	6
高齢による収入の減少	4
その他	66
合 計	293

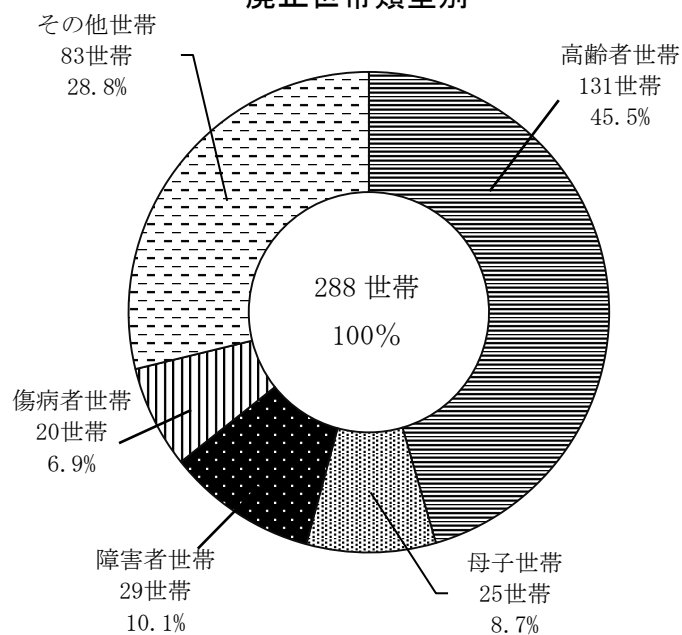
廃止理由別

廃止の理由	世帯数
死亡	115
稼働収入の増加	45
社会保障給付金の増加・取得	28
指導指示違反	17
親類・縁者等の引取り	12
他管内への転出	11
逮捕・勾留	6
施設入所	4
失踪	4
その他	46
合 計	288

開始世帯類型別



廃止世帯類型別



5 保護施設

身体上、又は精神上の疾患があるため、独りでは日常生活ができない人が入所して生活する施設に救護施設があり、本市から入所している状況は次表に示すとおり。

入所状況＜令和5年度末現在＞

(単位：人)

施設名	静岡市 救護所	高尾園 (沼津市)	葵寮 (静岡市)	清風寮 (天竜厚生会)	計
入所人員	4	10	2	5	21

生活保護費支出状況

(単位：円・％)

年度 扶助別区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
生活扶助	908,886,969	29.86	925,992,526	28.74	949,565,353	27.52
住宅扶助	536,723,709	17.63	555,470,814	17.24	570,464,667	16.54
教育扶助	12,584,017	0.41	12,205,190	0.38	12,595,319	0.37
介護扶助	94,962,372	3.12	95,458,527	2.96	97,036,633	2.81
医療扶助	1,437,283,550	47.22	1,575,078,572	48.89	1,762,933,704	51.10
出産扶助	122,282	0.00	177,750	0.01	126,742	0.00
生業扶助	6,635,564	0.22	6,358,460	0.20	5,404,405	0.16
葬祭扶助	2,729,274	0.09	3,992,820	0.12	5,238,901	0.15
就労自立給付金	1,274,689	0.04	1,357,411	0.04	1,554,966	0.05
進学準備給付金	400,000	0.01	1,300,000	0.04	0	0.00
小計	3,001,602,426	98.60	3,177,392,070	98.62	3,404,920,690	98.70
施設委託事務費	42,506,762	1.40	44,482,125	1.38	44,935,022	1.30
合計	3,044,109,188	100	3,221,874,195	100	3,449,855,712	100

Ⅱ 生活困窮者自立支援制度

1 生活困窮者自立支援法の目的

生活困窮者とは「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されており、このような人々に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援強化を図るため、平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行された。本市においても自立相談支援事業、住居確保給付金その他の支援事業を実施し、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を行っている。

2 事業概要

1 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に、早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置。相談者の抱えている問題を適切に評価・分析した上で、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成し、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認等を行う。

ユニバーサル就労支援センターにおける自立相談支援

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数	623人	1,870人	1,514人	1,203人	1,201人

2 住居確保給付金事業

離職、廃業、休業等により収入が減少し、住居を喪失した、または喪失する恐れがある人に、原則3か月間（一定の条件を満たせば延長ができる）家賃相当額を支給するものである。給付額には上限が設定されており、世帯状況によって異なる。

住居確保給付金支給状況＜各年度3月31日現在＞

年 度	受給世帯	支給金額
令和元年度	7	675,000円
令和2年度	115	19,804,200円
令和3年度	42	8,677,400円
令和4年度	12	1,788,000円
令和5年度	19	3,006,900円

3 就労準備支援事業

稼働能力の活用に課題があり、直ちに一般就労による自立を目指すことが困難な者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、支援対象者がそれぞれの稼働能力を十分に発揮できるよう支援することを目的とする。

一般就労に従事する準備として、生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立段階）、就労前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技能や知識の習得等の支援（就労自立段階）を実施する。

4 一時生活支援事業

現に河川、公園、道路、駅舎等で起居している一定の住居を持たないホームレス、または失業等により住居を失うおそれがある等不安定な居住状況によりホームレスとなるおそれのある者を支援するため、原則3か月間宿泊場所と食事を提供。その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜を供与し、安定した生活を確保するための就労支援を実施する。

一時生活所（POPOLOハウス利用者）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数	35人	27人	21人	20人	38人

5 家計改善支援事業

家計収支のバランスが崩れている生活困窮者に対して、家計が崩れた原因や家計再生の可能性を分析し、家計収支の改善や家計管理能力の向上等を図るため、具体的な家計支援計画を策定し、継続的な指導及び相談への対応を行う。

6 子どもの学習・生活支援事業

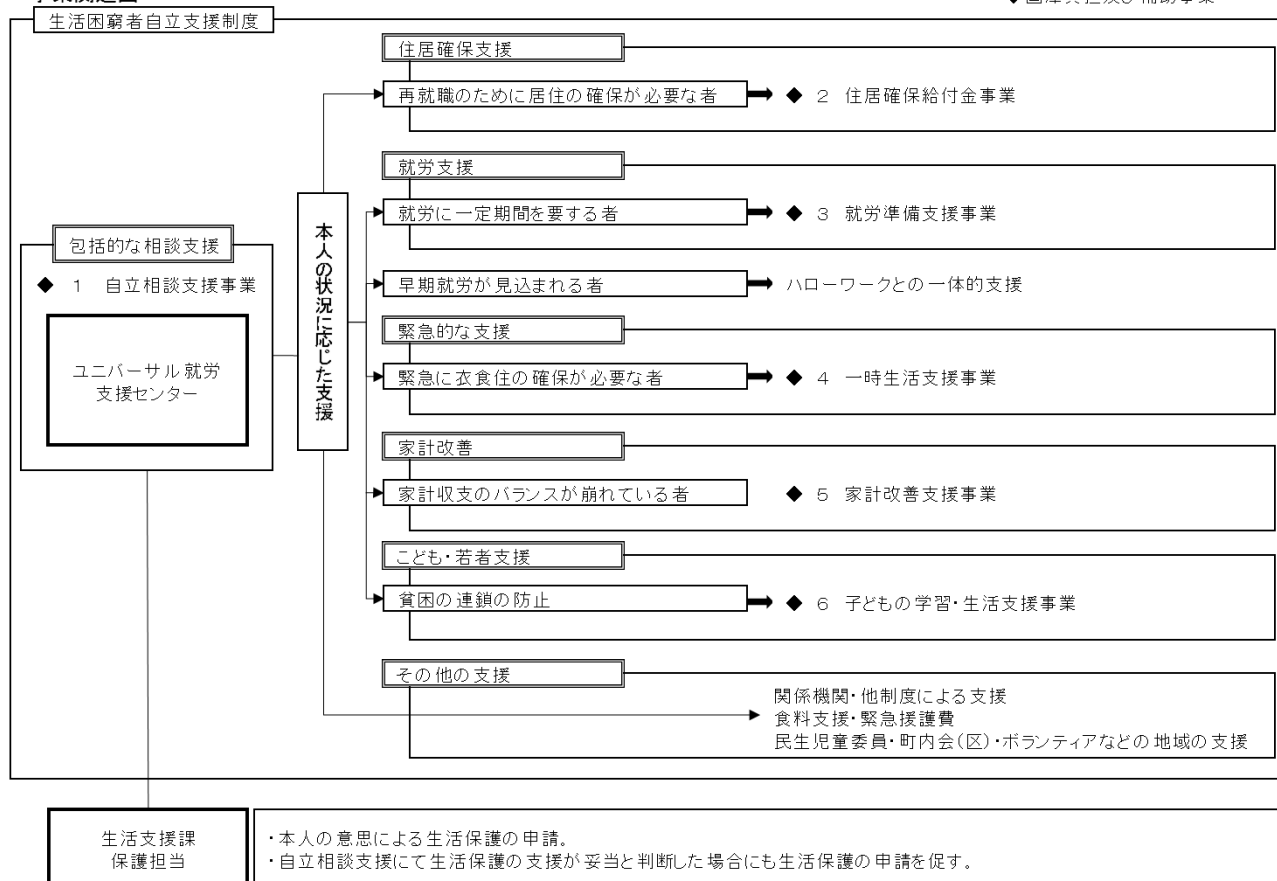
生活困窮世帯等の子どもに対し、学習の場を提供し教育相談及び学習支援を行うことで、高校への進学促進、高校の中退防止を行うとともに、子ども及びその保護者に対する生活習慣や育成環境の改善を行う生活支援を実施することで、子どもの将来的な職業等の選択の幅を広げ、子どもの自立促進を図る。また、発達障害等により不登校や登校しぶりの問題を抱えている子どもについては、学年に関わりなく、学習支援や保護者への養育相談を実施し、子どもの自立促進を図る。

授業参加者（延べ人数）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数	1,137人	1,447人	1,546人	1,156人	1,291人

事業関連図

◆ 国庫負担及び補助事業



Ⅲ 女性保護相談事業

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）に関する相談については、富士市配偶者暴力相談支援センターにて対応している。相談者の状況が切迫している場合には、暴力から実際に逃れるための一時保護を行い、自立した生活を送るために必要な福祉サービスの説明及び援助を行っている。

令和 5 年度の相談件数は1,842件（電話1,119件、面接495件、その他228件）。実人数は287人であった。令和 4 年度の相談件数は1,827件、実人数は305人であったため大きな変動はないが、依然として高い水準にある。実人数における相談者の年齢構成は、18歳から82歳までと幅広く、中でも30代が最も多く、次に40代が続いている。相談者287人のうち、実に227人（79.1%）が配偶者等からの被害経験者である。

相談の主訴は、夫等からの暴力が最も多く、次いで、親族からの暴力、住居問題、医療関係が続く。処理状況では、急迫状況のため一時保護に至ったケースは 11 件で、夫の接近等を禁じる保護命令申請に携わったケースは 8 件であった。相談内容は年々多様化し、自立までに時間を要するケースも多く、10 回以上相談が継続した者は 54 人を数えた。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数	2,061件	1,827件	1,842件
電 話	(1,401)	(1,131)	(1,119)
面 接	(405)	(484)	(495)
その他（同行支援等）	(255)	(212)	(228)
実人数	310人	305人	287人
一時保護	11件	6件	11件
子育て支援短期利用事業利用	0件	1件	0件
保護命令申請	7件	6件	8件

Ⅳ ユニバーサル就労推進事業

ユニバーサル就労とは、障害があったり、生活困窮状態にあるなど、様々な理由により働きたくても働くことのできない状態にある全ての人がその個性や意欲に応じて、自らが選択した仕事に従事し、社会経済活動に参加することである。

富士市には障害者就労支援や若者相談などの窓口があるが、これまで様々な事情により就労支援を受けることができなかった方々に対し、平成 29 年度に富士市ユニバーサル就労支援センターを開設し、相談者の面談や就労訓練等を行った後に、協力企業へのマッチングを行い、その方の段階に合わせて就労に向けての支援を行っている。

また併せて、協力企業の開拓、支援を行うとともに、ユニバーサル就労の周知・啓発を行っている。

ユニバーサル就労支援センターの事業実績

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
協 力 企 業 数	37 社	26 社	29 社	33 社	34 社	258 社
新規支援対象者数	62 人	209 人	201 人	243 人	214 人	1,027 人
新規就労実現者数	42 人	115 人	124 人	156 人	147 人	640 人

※ 累計は平成29年度から

V その他事業

1 フードバンク（食料支援）事業

包装のキズや印字ミスといった理由で、賞味期限内でまだ安全に食べることができるにもかかわらず、処分せざるを得なくなった食料品を食品企業や協力団体より無償で提供を受け、NPO法人が倉庫にて管理している。それら食料を年金や給料の支給日までのつなぎ等で一時的に支援が必要になった相談者に対し市やユニバーサル就労支援センターを通して、NPO法人より支給し、支援を行っている。

また、平成29年度からは、同事業に関連して、同法人が1月と8月の年2回、家庭などで眠っている食料品の寄附を市民にお願いするキャンペーン「フードドライブ」に参加している。

フードバンク（食料支援）事業件数

(単位：件)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	487	335	517	371	217	318

フードドライブ（食料寄附キャンペーン）事業実績

(単位：kg)

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月	8 月	1 月
重 量	154	249	288	526	386	649.5	328.8	530.5	479.9	575.8